

【北部準州の入州規制緩和】ノーザンビーチ市北部を除く NSW 州全域から NT への入州は強制隔離不要(12月24日(木)15時から)

【ポイント】

●北部準州(NT)政府は、12月24日(木)15時(NT 時間)以降、ノーザンビーチ市北部の特定地域を除く NSW 州全域を、感染多発地域(ホットスポット)から除外すると発表しました。これにより、今後これらの地域から NT に入州する場合は入州後14日間の強制隔離を行う必要はありません。また、既に NT に入州し、強制隔離を実施中の人々については、上記日時以降、強制隔離及びコロナ検査の実施義務が解除されます。

●NSW 州ノーザンビーチ市北部の特定地域(下記リンク参照)から NT への入州者については引き続き、入州後14日間の強制隔離及びコロナ検査を実施する義務がありますので、ご注意ください。

【本文】

1 NT 政府は、12月24日(木)15時以降、ノーザンビーチ市北部の特定地域を除く NSW 州全域を、感染多発地域(ホットスポット)から除外すると発表しました。

2 NT 政府は、シドニー大都市圏、セントラルコースト及びネピアン・ブルーマウンテンの各地域を感染多発地域に指定していましたが、今般の除外措置の決定により、ノーザンビーチ市北部の特定地域を除くこれらの地域から12月24日(木)15時(NT 時間)以降に NT に入州する場合は14日間の強制隔離が不要となりました。また、同地域から既に NT に入州し強制隔離を実施中の人々については、同日時以降、強制隔離及びコロナ検査の実施義務が解除されます。なお、NT 政府は、イラワラ地域(ウーロンゴン他)も感染多発地域に指定していましたが、同地域についても12月23日(水)に指定地域から解除され強制隔離が不要となっています。

3 ノーザンビーチ市北部の特定地域(下記リンク参照)から NT への入州者については、引き続き入州後14日間の強制隔離及びコロナ検査を実施する義務がありますので、ご注意下さい。(NSW 州政府は、ノーザンビーチ市北部地域在住者に対し、必要不可欠な買い物、医療・ケア、運動、通学・通勤等の特別な事情がない限り地域外への外出を許可していません)

【参考となるサイト】

○北部準州政府ウェブサイト

(12月24日発表: NSW 州の多くの地域が感染多発地域指定から解除)

<https://coronavirus.nt.gov.au/updates/items/2020-12-24-most-of-new-south-wales-revoked-as-a-hotspot>

(12月23日発表: イラワラ地域(ウーロンゴン他)を感染多発地域指定から解除)

<https://coronavirus.nt.gov.au/updates/items/illawarra-region-of-nsw-revoked-as-a-hotspot>

(北部準州の感染多発指定地域(NSW 州ノーザンビーチ市北部ほか)及び解除地域に関する最新情報)

<https://coronavirus.nt.gov.au/travel/quarantine/hotspots-covid-19>

○NSW 州政府ウェブサイト

(各州・地域との間の州境規制)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules/border-restrictions#going-interstate-from-nsw>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(シドニー大都市圏をはじめとした NSW 州から他州への入州規制 の強化)

[https://www.sydney.au.emb-](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20201221nsw.pdf)

[japan.go.jp/document/japanese/consul/20201221nsw.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20201221nsw.pdf)

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>